

○小田原産木材住宅リフォーム等助成事業補助金交付要綱

(平成26年8月15日)

小田原産木材住宅リフォーム等助成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の中小企業の支援、地域経済の活性化及び小田原産木材の利用促進を図るため、小田原産木材を用いて住宅を新築し、又は既存住宅のリフォームをする市民等に対し、補助金を交付することについて、小田原市補助金の交付等に関する規則(昭和56年小田原市規則第2号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、必要な事項を定める。
(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)自らが本市内に所有する家屋又は家屋の一部で、現に居住に使用している建築物をいう。ただし、マンション等の共同住宅のときは専有部分のみとし、住宅部分及び事務所、店舗その他これらに類する用途の部分が一体となった併用住宅のときは居住に使用する部分のみとする。
- (2) 小田原産木材 小田原市内で生産された素材並びに当該素材を材料とする製材品及び木製品をいう。
- (3) リフォーム 住宅機能の維持向上のために行う住宅の修繕、改築、増築又は減築の工事で建築基準法(昭和25年法律第201号)その他の法令に違反しないものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、小田原産木材を使用して住宅を新築し、又は既存住宅のリフォームを行う者で、かつ、住宅の新築又は既存住宅のリフォームの着手前に当該補助金の交付申請手続ができるものとする。

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、小田原産木材を3平方メートル以上使用する工事であって、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるものとする。

- (1) 新築住宅の床面工事又は既存住宅の床材の張替え等の内装リフォームであって、厚さ15ミリメートル以上の小田原産木材を使用したフローリングとするもの
- (2) 既存住宅の腰壁材の取付け工事等であって、その高さが、床面から1.2メートル以下のもの
- (3) ウッドデッキの設置工事等であって、そのデッキ部の床材の設置間隔が1.5ミリメートル以下のものであり、かつ、柱等構造材も含め全て小田原産木材を使用したもの

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条第1号に掲げる工事にあつては使用面積(その面積に小数点第1

位未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた面積。以下この項において同じ。) 1平方メートルあたり7,500円、前条第2号に掲げる工事にあつては使用面積1平方メートルあたり、3,700円、前条第3号に掲げる工事にあつては使用面積1平方メートルあたり12,700円とする。

2 補助金の額の算定に係る前項の使用面積の上限は、次の各号に掲げる工事の区分に応じ、当該各号に定める面積とする。

(1) 前条第1号に掲げる工事のみを行う場合 30平方メートル

(2) 前条第2号に掲げる工事のみを行う場合 30平方メートル

(3) 前条第3号に掲げる工事のみを行う場合 15平方メートル

(4) 前条第1号及び第2号の工事を同時に行う場合 40平方メートル。ただし、同条第1号及び第2号の工事1件あたりの上限面積は、30平方メートルとする。

(交付の申請)

第6条 申請者は、小田原産木材住宅リフォーム等助成事業補助金交付申請書(様式第1号)に別表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる書類を添えて新築工事又は既存住宅のリフォームの着手前に申請するものとする。

2 前項の申請は、申請者一人につき1回を限度とする。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条第1項の申請があつた場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは補助金の交付を決定し、申請者に小田原産木材住宅リフォーム等助成事業補助金交付決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、申請者が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)に該当する場合は、市長は交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(交付の条件)

第8条 規則第6条の規定による条件は、次のとおりとする。

(1) 申請者は、次に掲げる場合のいずれかに該当するときには、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

ア 補助事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をしようとする場合

イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 申請者は、補助事業が予定期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。

(3) 申請者は、補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた日の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

(4) 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。

(事業の変更等)

第9条 前条第1号アに定める軽微な変更とは、事業費（小田原産木材の使用に係る費用をいう。）の10%以内の増減をいう。

2 申請者は、前条第1項第1号の増減又は変更をしようとするときは、事業変更承認申請書（様式第5号）に第6条第1項各号に掲げる当該増減又は変更のある関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(事業の中止等)

第10条 申請者は、第7条の規定による交付決定通知を受けた日以降において、事業を中止、又は廃止しようとするときは、小田原産木材住宅リフォーム等助成事業中止（廃止）承認申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

(変更・中止等の承認)

第11条 市長は、第9条及び第10条の申請があった場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは申請者に事業変更・中止等承認通知書（様式第7号）により通知するものとする。

(実績報告)

第12条 第7条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた申請者は、新築工事又は既存住宅のリフォームの完了後、事業完了後15日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに小田原産木材住宅リフォーム等助成事業実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 小田原産木材住宅リフォーム等助成事業実績書（様式第9号）

(2) 小田原産木材使用実績証明書（様式第10号）

(3) 施工業者からの領収書又は支払証明書の写し

(4) 木材の出荷証明書（様式第11号）等、小田原産木材を使用したことが証明できる書類

(5) 施工現場（工事中・完了後）及び木材検査確認写真

(交付の確定)

第13条 市長は、前条の実績報告を受けたときは、その内容を確認し相当と認めるときは補助金の交付を確定し、小田原産木材住宅リフォーム等助成事業補助金交付確定通知書（様式第12号）により申請者へ通知するものとする。

(請求の手続き)

第14条 前条の規定による交付確定通知書を受領した申請者は、速やかに小田原産木材住宅リフォーム等助成事業補助金交付請求書（様式第13号）により補助金の交付を市長に請求しなければならない。

2 申請者は、工事施工業者に補助金の代理請求及び受領を委任する場合は、前条に規定する補助金交付申請書類に小田原産木材住宅リフォーム等助成事業委任状（様式第14号）を添えて申請するものとする。

（補助金等の返還）

第15条 規則第17条の規定により市長が補助事業者に対し、補助金の返還をさせるときは、補助金返還通知書（様式第15号）により通知するものとする。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則（平成27年6月1日）

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

附 則（平成28年6月1日）

この要綱は、平成28年6月1日から施行し、同日以降の申請に係る補助金の交付について適用する。

別表

	交付申請時必要添付書類
リフォーム	<ul style="list-style-type: none"> (1) 小田原産木材住宅リフォーム等助成事業計画書（様式第2号） (2) 敷地の地番及び建物の配置が確認できる書類 (3) 小田原産木材使用箇所を明示した平面図（工事内容及び寸法等がわかる図面） (4) 小田原産木材使用明細書（見積書）（様式第3号） (5) 工事に着手する日の属する年度の固定資産税家屋評価証明書 (6) 工事に着手する日の属する年度の納税証明書（市県民税・固定資産税） (7) 工事の見積書の写し (8) 現況写真 (9) 建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定により交付された確認済証の写し又は登記簿謄本（建物）の写し
新築	<ul style="list-style-type: none"> (1) 小田原産木材住宅リフォーム等助成事業計画書（様式第2号） (2) 敷地の地番及び建物の配置が確認できる書類 (3) 小田原産木材使用箇所を明示した平面図（工事内容及び寸法等がわかる図面） (4) 小田原産木材使用明細書（見積書）（様式第3号） (5) 工事に着手する日の属する年度の納税証明書（市県民税・固定資産税） ただし、市外からの転入予定者は添付不要。 (6) 工事の請負契約書の写し (7) 建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定により交付された確認済証の写し又は建築基準法第15条第1項の規定により提出した建築工事届出書の写し

様式第 1 号（第 6 条関係）

小田原産木材住宅リフォーム等助成事業補助金交付申請書

平成 年 月 日

小田原市長 加藤 憲 一 様

申請者 住 所
氏 名 ⑩
電 話

年度小田原産木材住宅リフォーム等助成事業補助金の交付を、小田原産木材住宅リフォーム等助成事業補助金交付要綱第 6 条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

該当に○	添 付 書 類
[] リフォーム	1 小田原産木材住宅リフォーム等助成事業計画書（様式第 2 号） 2 敷地の地番及び建物の配置が確認できる書類 3 平面図（工事内容及び寸法等がわかる図面） 4 小田原産木材使用明細書（見積書）（様式第 3 号） 5 工事に着手する日の属する年度の固定資産税家屋評価証明書 6 工事に着手する日の属する年度の納税証明書（市県民税・固定資産税） 7 工事の見積書の写し 8 現況写真 9 建築基準法第 6 条第 1 項又は第 6 条の 2 第 1 項の規定により交付された確認済証の写し又は登記簿謄本（建物）の写し
[] 新築	1 小田原産木材住宅リフォーム等助成事業計画書（様式第 2 号） 2 敷地の地番及び建物の配置が確認できる書類 3 平面図（工事内容及び寸法等がわかる図面） 4 小田原産木材使用明細書（見積書）（様式第 3 号） 5 工事に着手する日の属する年度の納税証明書（市県民税・固定資産税） ただし、市外からの転入予定者は添付不要。 6 工事の請負契約書の写し 7 建築基準法第 6 条第 1 項又は第 6 条の 2 第 1 項の規定により交付された確認済証の写し又は同法第 15 条第 1 項の規定により提出した建築工事届出書の写し

様式第3号（第6条関係）

小田原産木材使用明細書（見積書）

部材名	樹種	寸法（m）		数量	面積 （㎡）	備考
		長辺	短辺	（枚）		
計						

（注） 部材名、樹種、長さ、断面寸法、数量、面積について記載されているものであればこの様式でなくても可とします。

※ 「面積」については、小数点以下第3位を切り捨て、第2位止めとして下さい。

小田原産木材使用明細書作成者記載欄

住所又は所在地	
名称	
氏名又は代表者氏名	㊞
電話番号	

様式第4号（第7条関係）

小田原産木材住宅リフォーム等助成事業補助金交付決定通知書

番 号
平成 年 月 日

様

小田原市長 加藤 憲一

年 月 日付けで申請のあった 年度小田原産木材住宅リフォーム等助成事業補助金交付申請について、審査の結果、下記のとおり補助金の交付決定をしたので、小田原産木材住宅リフォーム等助成事業補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

1 決定

交付決定額 円

(事務担当)

様式第5号（第9条の2関係）

小田原産木材住宅リフォーム等助成事業変更承認申請書

平成 年 月 日

小田原市長 加藤 憲一 様

申請者 住所
氏名 ⑩
電話

年 月 日付け第 号により補助金交付決定を受けた 年度小田原産木材住宅リフォーム等助成事業の計画を下記のとおり変更したいので、小田原産木材住宅リフォーム等助成事業補助金交付要綱第9条の2の規定により、別紙関係書類を添えて申請します。

記

1 変更内容

変更事項	
申請書の内容	
変更後の内容	

2 変更理由

3 添付書類

- (1) 小田原産木材住宅リフォーム等助成事業計画書（様式第2号）
- (2) 敷地の地番及び建物の配置が確認できる書類
- (3) 平面図（リフォーム内容及び寸法等がわかる図面）
- (4) 小田原産木材使用明細書（見積書）（様式第3号）
- (5) リフォームの見積書の写し
- (6) 現況写真

※上記関係書類のうち変更があったものを添付すること。

様式第6号（第10条関係）

小田原産木材住宅リフォーム等助成事業中止（廃止）承認申請書

平成 年 月 日

小田原市長 加藤 憲一 様

申請者 住 所
氏 名 ⑩
電 話

年 月 日付け第 号により補助金交付決定を受けた 年度小田原産
木材住宅リフォーム等助成事業を中止（廃止）したいので、小田原産木材住宅リフォーム等助
成事業補助金交付要綱第10条の規定により、申請します。

記

中止（廃止）理由

様式第7号（第11条関係）

小田原産木材住宅リフォーム等助成事業変更・中止（廃止）承認通知書

番 号
平成 年 月 日

様

小田原市長 加藤 憲一

年 月 日付けで申請のあった 年度小田原産木材住宅リフォーム等助成事業変更又は中止（廃止）承認申請について、審査の結果、申請のとおり承認をしたので、小田原産木材住宅リフォーム等助成事業補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

（事務担当 ）

様式第8号（第12条関係）

小田原産木材住宅リフォーム等助成事業実績報告書

平成 年 月 日

小田原市長 加藤 憲一 様

申請者 住 所
氏 名 ⑩
電 話

年 月 日付け第 号で交付決定を受けた小田原産木材住宅リフォーム等助成事業補助金に係る補助事業の実績について、小田原産木材住宅リフォーム等助成事業補助金交付要綱第12条の規定により、別紙関係書類を添えて報告します。

記

- 1 小田原産木材住宅リフォーム等助成事業実績書（様式第9号）
- 2 小田原産木材使用実績証明書（様式第10号）
- 3 施行业者からの領収書又は支払証明書の写し
- 4 小田原産木材出荷証明書（様式第11号）
- 5 施行現場（工事中・完了後）及び木材使用確認写真

様式第10号（第12条関係）

小 田 原 産 木 材 使 用 実 績 証 明 書

工事施工業者

住所：

建築場所：

名称：

施主氏名：

部材名	樹種	寸法（m）		数量 （枚）	面積 （㎡）
		長辺	短辺		
計					

上記の製品は、小田原産木材であることを証明する。

平成 年 月 日

小田原産木材製品納入業者

住 所：

会 社 名：

代表者氏名：

印

（法人にあっては住所、名称及び代表者）

※ 「面積」については、小数点以下第3位を切り捨て、第2位止めとして下さい。

様式第 1 1 号 (第 1 2 条関係)

小 田 原 産 木 材 出 荷 証 明 書					
工事施工業者					
住所：		建築場所：			
名称：		施主氏名：			
部材名	樹種	寸法 (m)		数量	面積 (㎡)
		長辺	短辺	(枚)	
計					
上記の製品は、小田原産木材であることを証明する。					
平成 年 月 日					
小田原産木材製品納入業者		住 所：			
		会 社 名：			
		代表者氏名： (印)			
(法人にあつては住所、名称及び代表者)					

※ 「面積」については、小数点以下第 3 位を切り捨て、第 2 位止めとして下さい。

様式第12号（第13条関係）

小田原産木材住宅リフォーム等助成事業補助金額交付確定通知書

番 号

平成 年 月 日

様

小田原市長 加藤 憲一

年 月 日付け第 号で交付決定変更した 年度小田原産木材住宅リフォーム等助成事業補助金について、実績報告の結果、補助金額を次のとおり決定したので、小田原市補助金等の交付等に関する規則第13条の規定により通知する。

1 補助金額 円

2 決定理由 事業内容が適正と認められるため。

(事務担当)

様式第13号（第14条関係）

小田原産木材住宅リフォーム等助成事業補助金交付請求書

平成 年 月 日

小田原市長 加藤 憲一 様

住所

氏名

印

年 月 日付け第 号で交付確定された 年度小田原産木材住宅リフォーム等助成事業補助金について、小田原産木材住宅リフォーム等助成事業補助金交付要綱第14条の規定により下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 円

振込先

金融機関名	銀行・金庫 組合・農協	店 所
口座の種類	普通	当座
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		

様式第14号（第6条の2関係）

平成 年 月 日

小田原市長 加藤 憲一 様

小田原産木材住宅リフォーム等助成事業委任状（代理請求及び受領）

私は、小田原産木材住宅リフォーム等助成事業補助金の請求及び受領に関する一切の権限について、次の者に委任します。

記

委任者（補助金申請者）

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

電 話 _____

受任者（工事施工業者）

住 所 _____

会 社 名 _____ (印)

代表者氏名 _____ (印)

電 話 _____

様式第15号（第15条関係）

小田原産木材住宅リフォーム等助成事業補助金返還通知書

番 号
平成 年 月 日

様

小田原市長 加藤 憲一

年 月 日付け第 号で交付決定した 年度小田原産木材住宅リフォーム等助成事業補助金の返還について、小田原市補助金等の交付等に関する規則第17条の規定により通知する。

1 返還額 円

2 返還理由

3 納付期日 平成 年 月 日

(事務担当)